

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令(総務課)

◇告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

身体障害者福祉法による更生医療機関の指定(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

電線共同溝を整備すべき道路等の指定(道路課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表二十の項中

に改める。

附 則

この訓令は、平成九年十一月一日から施行する。

第四号	第二号	第二号	第二号	第二号
鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
縦長 五ミリメートル	縦長 一七ミリメートル	縦長 二一ミリメートル	縦長 一五ミリメートル	縦長 一五ミリメートル
主務課長	主務課長	主務課長	主務課長	主務課長
小型証明書類の承認又は訂正用	健康保険及び船員保険に係る小型証明書類証明用	小型証明書類証明用又は小型証明書類以外の各種証明書類の書換え承認用	小型証明書類の承認又は訂正用	小型証明書類証明用又は小型証明書類以外の各種証明書類の書換え承認用

告 示

鳥取県告示第六百七十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医

師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	中島 匡敏	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
神経内科	〃	磯江 健二	〃
整形外科、 リハビリテ ーション科	〃	星川 宏之	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九 西部リハビリテーション病院
内 科	心臓機能障害、 じん臓機能障害、 呼吸器機能障害	星尾 彰	米子市彦名町二二五〇 米子中海病院

鳥取県告示第六百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（病院又は診療所）

名 称	所 在 地	担当すべき 医療の種類	指定年月日
医療法人清生会 谷口病院附属診療所東伯サテライト	東伯郡東伯町大字 八橋五一	じ ん 臓	平成九年七月一日

（指定訪問看護事業者等）

名 称	所 在 地	訪問看護ステーションの 名称	所在地	指定年月日
西伯町 西伯郡西伯町大 字勝寺三七七一	西伯郡西伯町 ステーション	西伯町訪問看護 ステーション	西伯郡西伯町 大字倭四八二	平成九年十月一日

鳥取県告示第六百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指定年月日
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	平成九年十月一日
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	〃
医療法人社団大谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷二二一五	〃
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜二〇〇一	〃
福井医院	東伯郡東伯町大字鋤一六〇一一	〃
加納医院	西伯郡淀江町大字佐陀二〇六一	〃
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇一八	〃

